

# ドーピング仲裁について

---

小川 和茂（おがわ かずしげ）  
公益財団法人日本スポーツ仲裁機構  
理解増進事業専門員

# Introduction –【日本スポーツ仲裁機構について】

- スポーツ紛争を、仲裁・調停という紛争解決手続を利用して解決するための場を安価に提供
- スポーツ法、アンチ・ドーピング法、スポーツ団体のガバナンスに関する研究、教育啓発活動も行う



## アンチ・ドーピング規則違反と制裁

禁止物質が競技者の検体から検出された場合、  
アンチ・ドーピング規則違反が認定されると、  
初めて（1回目）の違反の場合

個人の成績の失効

+

個人に対する制裁措置として  
原則として資格停止期間 4年間

+

その他の制裁措置

# アンチ・ドーピング規則違反に対する制裁措置としての 資格停止期間決定の基本プロセス

STEP 1



アンチ・ドーピング規則違反の類型に基づいて、  
基本的な制裁措置の中のいずれかが適用されるかを決定  
【関連規定】10.2項、10.3項

STEP 2



競技者等の過誤または過失の程度により制裁措置が取り  
消されるか短縮される可能性があるかどうかを決定  
【関連規定】10.4項、10.5項

STEP 3



STEP2以外の理由に基づく猶予又は短縮の根拠が存在  
するか否かを決定  
【関連規定】10.6項

STEP 4

資格停止期間の開始時期を決定

【関連規定】10.11項

# STEP 2にいう過誤または過失の程度による制裁措置の軽減の代表例

## • 制裁措置の軽減事由

### • 「過誤又は過失がないこと」

- 競技者が「過誤又は過失がないこと」を証明した場合には、資格停止期間が取り消される。

### • 「重大な過誤又は過失がないこと」

- 競技者又はその他の人が、「重大な過誤又は過失がないこと」を証明した場合には、違反の状況に応じて、資格停止期間を伴わない譴責を最短に、資格停止期間の短縮が行われる

認められることは極めて例外的

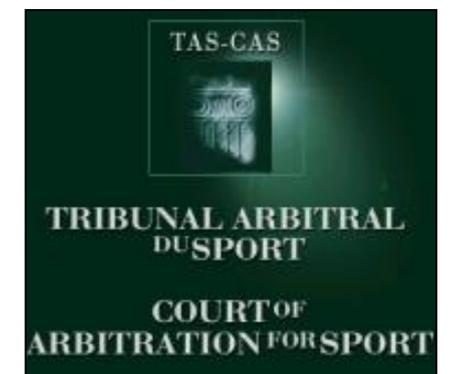
# 日本アンチ・ドーピング規律パネルの 処分に対する上訴

規律パネルの決定に対する上訴は21日以内



- 国際大会関連及び国際水準競技者(JADC13.2.1)

→CAS (スポーツ仲裁裁判所)



- それ以外の国内水準競技者(JADC13.2.2)

→日本スポーツ仲裁機構 (JSAA)



ご静聴ありがとうございました。

---

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構  
理解増進事業専門員 小川 和茂（おがわ かずしげ）

TEL : 03-5465-1415

FAX : 03-3466-0741

Website: [www.jsaa.jp](http://www.jsaa.jp)

E-Mail: [ogawa@jsaa.jp](mailto:ogawa@jsaa.jp)